

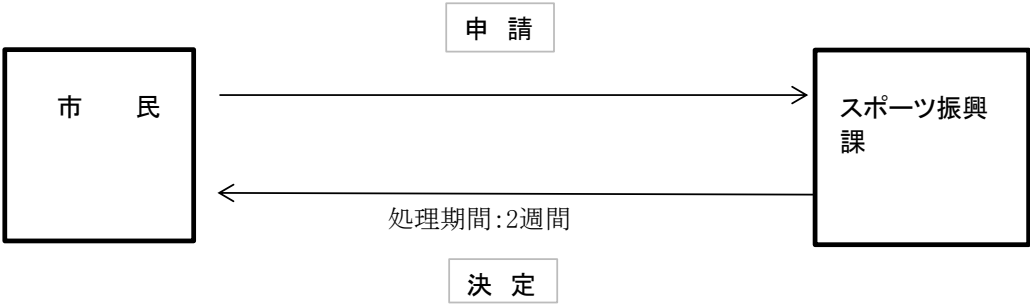
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 37

処 分 名	体育施設使用料の減免	
処 分 の 概 要	体育施設使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市体育施設条例(平成16年条例第57号)	
条 項	第5条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2週間
標 準 処 理 期 間		計 2週間
判 断 基 準	松山市体育施設条例施行規則第6条第1項の各号に該当する場合。 ・障がい者がテニスコートを利用する場合 ・障がい者がプールを利用する場合 ・その他市長が特別な理由があると認める場合 【根拠法令等】 松山市体育施設条例 (使用料の減免) 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 ●審査基準 松山市体育施設条例施行規則 (使用料の減免) 第6条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下この号及び次号において「障害者」という。)若しくはその介護人(障害者1名に対して1名に限る。以下この号及び次号において同じ。)がテニスコートを共用利用する場合又はテニスコートを専用利用する人数の半数以上が障害者若しくは介護人である場合 テニスコートの使用料(附属設備の使用料を除く。)の半額 (2) 障害者及びその介護人が中島B&G海洋センターのプールを利用する場合 半額 (3) その他市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額 2 条例第5条の規定により施設の使用料の減免の許可を受けようとする者は、松山市体育施設使用料減免申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号又は第2号の規定に該当することを証する書類等を提示した者その他市長が提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、減免することとしたときは、申請者に松山市体育施設使用料減免許可書(第8号様式)を交付するものとする。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。